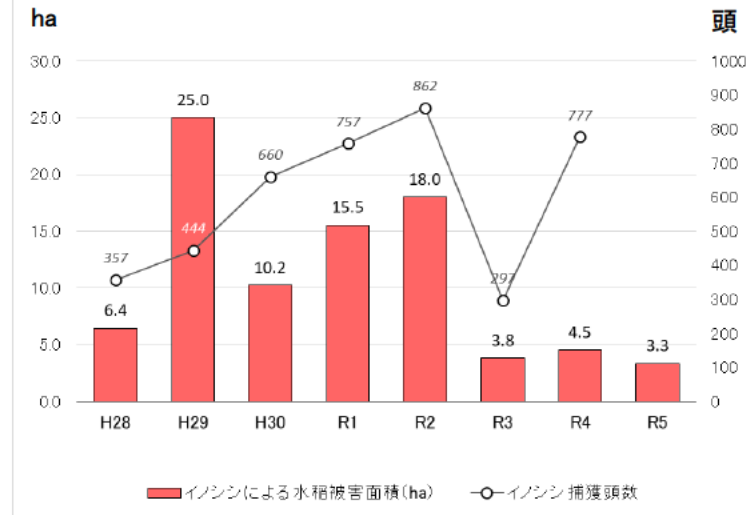


担い手確保による有害鳥獣捕獲の更なる強化

猛暑渇水の影響により、令和5年度のイノシシによる水稲被害は、前年度より減少しています。一方で、イノシシ捕獲頭数を見ると、令和4年度は、前年度より大幅に増加しており、大雪及び豚熱の発生により減少した生息頭数が、再び、回復してきたことが原因ではないかと考えられています。

被害根絶に向けた様々な対策のうち、有害鳥獣の捕獲については、市内の猟友会の皆さんに依頼し、大きな成果を上げていただいています。一方で、会員の高齢化は進行しつつあり、猟友会の弱体化が懸念されることから、新たな担い手の確保・育成をあわせて行い、猟友会の体制を維持・強化することで、当市の捕獲対策を将来にわたって安定的に維持させていきます。



**狩猟免許を取得して、猟友会に加入し、
市民と農業を守る有害鳥獣捕獲にご協力ください！**

猟友会で活躍されている若きハンターをご紹介します！



(一社)新潟県猟友会 古岩 樹 さん
Q「狩猟者」になったきっかけは？
A 農業高校に通っていたことから、鳥獣被害を身近に感じていましたし、興味をもって射撃部に入部していました。高校を卒業して、野生動物調査など、自然環境系の専門学校に進み、狩猟の専攻コースに入ったことをきっかけに、狩猟免許を取得しました。
Q 狩猟活動で感じたことはありますか？
A 一緒に猟に行くベテランの方々のお話が楽しいです。春のクマ猟で思いがけず至近距離で遭遇してしまったとか、結果的に捕獲したのですが、イノシシにライフル弾が命中したのに、起き上がって逃走したなど、いろんな話を聞かせてもらいました。
Q 市民の方々へのメッセージはありますか？
A 私の所属している猟友会支部はベテラン揃いです！皆さん道具の使い方から親切に教えてくれますので、興味のある方は是非飛び込んでください。

(一社)新潟県猟友会 江口 里江子 さん
Q「狩猟者」になったきっかけは？
A 以前住んでいた町で狩猟を行っている方に誘われ、知らない世界だったのでやってみようと思いました。私の職業である林業との相性もよいと思ったことも、きっかけの一つです。
Q 狩猟活動で感じたことはありますか？
A 自然相手、生き物相手なので、なかなか思うとおりにいかないなあと感じます。そこが面白い部分でもあります。雪山をかんじきで歩き続けたり...じっと木陰で待ち続けたり...雪に埋もれたり...苦労がある分、捕獲できたときの喜びは大きいです。
Q 市民の方々へのメッセージはありますか？
A 鳥獣捕獲活動に、市民の皆さんからご理解とご協力をいただき感謝しています。狩猟と森林整備で地域に貢献できるよう、これからも頑張っていきたいと思います！



支援制度の内容 ※いずれも猟友会に入会することが要件となります。

支援 1 捕獲した獣種・頭数によって支援が受けられます

捕獲を担う猟友会会員が行う、イノシシ等の捕獲活動に対して支援を行っています。捕獲頭数と下記単価により算出した支援費を、猟友会各支部を通じてお支払いしています。

【捕獲活動支援費単価表】

| 獣種 | 1頭当たり支払単価 | 獣種 | 1頭当たり支払単価 |
|------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------|
| イノシシ (成獣) | 15,000円 ※令和4年度から3,000円増額 | タヌキ・ハクビシン・アナグマ・ノウサギ・テン・キツネ・アラ | 2,000円 |
| イノシシ (幼獣) | 6,000円 ※令和4年度から1,000円増額 | イグマ | |
| ニホンジカ (成獣) | 12,000円 | カラス | 500円 |
| ニホンジカ (幼獣) | 5,000円 | アオサギ | 200円 |

注) 猟友会各支部によっては、支払額から経費等が差し引かれる場合があります。

支援 2 第1種銃猟免許・猟銃の所持許可取得を支援します

第1種銃猟免許・猟銃の所持許可を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に、取得経費の一部を支援しています。

支援の対象者 支援の対象者は、次の必須条件をすべて満たす人で、かつ、選択条件のいずれかを満たす人です。

- 必須条件**
- ①本市に住所を有する人
 - ②市税を完納している人
 - ③猟銃の所持許可証の交付の翌年度から3年以内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力することを確約する人

- 選択条件**
- ①第1種銃猟免許及び猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人
 - ②既に第1種銃猟免許を所有している人で、猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人
 - ③既に猟銃の所持許可を所有している人で、第1種銃猟免許を当年度内に新たに取得する人

補助対象経費 **54,000円を上限**として、次の経費を支援します。(ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。)

| 対象者 | 補助対象経費 |
|--------------------------|--|
| 新たに第1種銃猟免許・猟銃の所持許可を取得する人 | ・狩猟免許試験時の健康診断料 ・銃の射撃教習受講料 ・銃の所持許可申請時の健康診断料 ・ハンター保険料 |
| 新たに猟銃の所持許可を取得する人 | ・銃の射撃教習受講料 ・銃の所持許可申請時の健康診断料 ・ハンター保険料 |
| 新たに第1種銃猟免許を取得する人 | ・狩猟免許試験時の健康診断料 ・ハンター保険料 |

申請方法

- ①農村振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の予約書類（支援申請予約書、市税納入状況照会の同意書）に必要事項を記入し、試験日の前日までに農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。
- ②第1種銃猟免許、猟銃の所持許可を取得し、当年度内に申請書類や領収証の写しを農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。

支援 3 わな猟・網猟・第2種銃猟免許の取得を支援します

狩猟免許（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に狩猟免許試験の受験料の一部を支援します。

支援の対象者 支援の対象者は、次の条件をすべて満たす人です。

- ①本市に住所を有する人
- ②当年度内に新潟県が実施する狩猟免許試験（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）に合格する人
- ③狩猟免許取得後、当年度内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力する人

補助対象経費 10,000円を上限として、狩猟免許試験（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）の受験手数料の一部を支援します。（ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内となります。）

| 対象者 | 狩猟免許手数料 | 協議会補助金額 | 自己負担金額 |
|-------------------------------|---------|---------|--------|
| 新たに狩猟免許の1種類を取得する人 | 5,200円 | 5,000円 | 200円 |
| 新たに狩猟免許の2種類を取得する人 | 10,400円 | 10,000円 | 400円 |
| 既に所有している狩猟免許とは別の狩猟免許を1種類取得する人 | 3,900円 | 3,000円 | 900円 |

申請方法

- ①農村振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の申請書類（補助金交付申請書、狩猟免許取得計画書、収支予算書）に必要事項を記入し、試験日の前日までに農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。
- ②狩猟免許試験に合格し、猟友会に入会後、当年度内に実績報告書類を農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。

支援 4 猟銃の購入費を支援します。

初めて猟銃を取得しようとする方に、猟銃の取得に係る経費の一部を支援します。

支援の対象者 支援の対象者は、次の条件をすべて満たす人です。

- ①上越市鳥獣被害防止対策協議会が実施するOJT研修を受講すること。
- ②上越市鳥獣被害対策実施隊員（以下、実施隊員）又は実施隊員になることが確実に見込まれる人
- ③初めて銃を取得する人
- ④49歳以下の人

補助対象経費 猟銃の取得に係る経費の一部（補助金額＝猟銃購入費（消費税抜き）×1/2以内）を支援します。（補助上限額は100,000円です。ただし、申請が多数の場合、予算の範囲内での交付となります。）

申請方法

- ①農村振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の予約書類（支援申請予約書、支援の対象者①及び②についての同意書）に必要事項を記入し、猟銃の購入までに、運転免許証等の年齢が分かる書類の写しを添えて、上越市農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。
- ②猟銃を購入し、当年度内に申請書類や領収書の写しを農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。

支援 5 「くくり罠」のノウハウを学ぶ技術講習会を開催します

猟友会に入会間もない、経験が浅い方を対象に、猟友会のベテランハンターから、くくり罠を設置するポイントやエサの選び方、日々の管理方法など、テクニックを学ぶための技術講習会の開催を計画しています。

- 開催時期 6月～7月（予定）
- 対象 猟友会入会后3年程度の方

※ 詳細については、猟友会各支部を通じてお知らせします。

■お問合せ先

| | |
|--------------|---|
| 支援制度に関すること | } 上越市農林水産部農村振興課（TEL025-520-5755）および各総合事務所 |
| 猟友会に関すること | |
| 狩猟免許試験に関すること | |

鳥獣捕獲の担い手を募集！

～免許等の取得や技術向上に向けた支援制度のお知らせ～



イノシシによる農作物被害は、数年前の大雪や豚熱の影響により、一時減少しましたが、ここ最近では、再び生息頭数が回復傾向にあると推測されており、本市の主産業である農業に甚大な被害を与えるとともに、市民への直接的な被害が発生することも懸念されています。

このため、上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会では、他の取組とともに、有害鳥獣捕獲を強力に推進していますが、その有害鳥獣捕獲を担う（一社）新潟県猟友会市内6支部の今後の世代交代や、更なる体制強化に向けて、熱意ある新たな人材を募集していますので、是非ともお力をお貸しください。

令和6年4月

上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会